

# 違法な埋め土は 許しません!!



昨年7月に27人もの死者行方不明者を出した静岡県熱海市の土石流災害は記憶に新しいところですが、この事故を受けて国は現在、法律等の改正を進めています。

市では、土砂等のたい積（埋め土・盛り土その他の土地への土砂のたい積）を行う場合、事業区域の面積など、さまざまな条件を付けて規制を行っています。

① 無秩序な土砂たい積を防止し、また、本年3月議会においては、3人の議員から土砂たい積に関連する質問があり、市長をはじめ関係部局は次のとおり答弁しました。

市民生活の安全確保および生活環境の保全を目的とした、市条例の適正な執行を行ってまいります。また、危険な埋め土が行われないよう、条例改正を進めてまいります。

② 条例改正は、国の法律と照らし合わせて罰則規定を強化する内容としていきます。また、事実関係を確認し、指導の状況によっては刑事告発を検討するなど、警察との連携を密にしていきます。さらに、違反の事実が確認された場合は、刑事告発をするとともに、記者発表および氏名の公表を行うなど、厳格な対応を行います。

③ 埼玉県関係機関（農林部・環境部）との密接な連携を行い、違反事案について、スピード感をもって是正指導を行ってまいります。

④ 市の執行体制を確保し、監視パトロールを強化するとともに、「土砂たい積110番」を開設します。また、土砂たい積問題や農地法に関する、専門的な知見を持った弁護士などと連携し、違法な土砂たい積の防止を図ります。

⑤ 過去の事案であっても特に悪質と思われる案件については、県や警察などと連携し、告発も辞さない厳正な対応を行ってまいります。

なお、公共事業に伴うたい積や、他の法令による許可を受けた事業、農業委員会へ届け出がされた、田や畑への農地改良などの一部のたい積については、規制対象外としています。

しかし、条例や他の法律に違反するたい積については、規制対象として行政指導を行う場合がありますのでご注意ください。

問 埋め土や土砂たい積の相談窓口  
生活衛生課 ☎25-5202



**土砂たい積110番開設!!**

違法な埋め土を見つけたら

**☎25-5202まで**

(生活衛生課直通)

休日・祝日は、22-2211 (市役所警備員室)

通報者の秘密は守られますので、安心して情報をお寄せください!!

**農地改良等には  
届け出(許可)が必要です**

農地改良(土の搬入を伴うもので、田畑転換を含む)および農地改良を行うための搬入路(以下「農地改良等」という)を目的とした行為は、農地転用許可の対象となつていません。

農地改良等とは、農地の保全もしくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為であり、単なる残土の処分を目的として行うものではありません。

また、一定の期間・規模を超える比較的大規模な農地改良等は、土の搬入等に伴い耕作不能な状態が複数月にわたり継続することから、この間を転用行為とみなし、農地法第4条または第5条の規定に基づく農地転用許可の対象とするものです。

ただし、次のアからエの全てに該当するような軽微な事案は、農地を農地として利用する行為の一環であると判断されるため許可不要事案として扱いますが、工事着工前に必ず農業委員会へ届出書を提出する必要があります。

また、工事完了後には、農地改良等完了報告書の提出が必要です。ア農地改良等の面積が1,000平方メートル未満であること

イ農地改良等の工事期間が1か月以内であること

ウ表土には農作物の生育に適した耕作土を確保すること

エ地区全体の営農環境に影響を及ぼさないこと

また、一般廃棄物や産業廃棄物を使用して農地改良等を行うことは認められません。

搬入土については、発生場所、発生工事内容、土質、土量等を明らかにする必要があります。

農地改良完了後の仕上がり面については、公道や周辺の農地と著しい段差がなく、原則として、必要性や作付計画で判断できる最小限の高さとしてください。

具体的には、水田は畦畔が隣接道路面まで、畑は隣接道路面から30センチメートルを上限とします。仕上がり面を隣接道路面および隣地面より高くする場合は、被害防除策として、隣接道路面および隣地との間に素堀側溝を設置し、かさ上げの高さに相当する幅でセットバックし、のり面の勾配は、かさ上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下にする必要があります。

なお、周辺の土地に影響を及ぼさないように十分配慮してください。

**農地改良をする場合は、事前に農業委員会にご相談ください。**

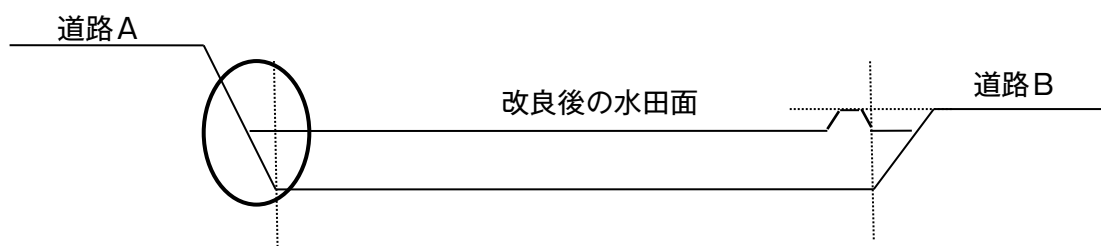
問 農業委員会 ☎ 25-5231

**隣接道路面からの高さについて**

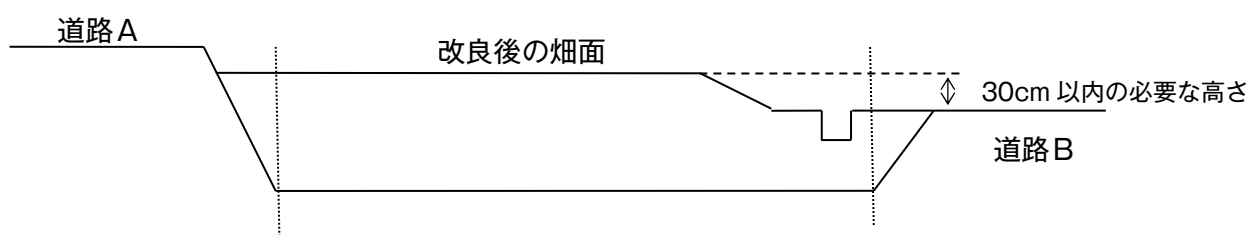
(改良断面図)

(1) 原則として、低い道路を基準とする

ア 水田の場合



イ 畑の場合



仕上がり面が隣接道路面および隣地面より高くなる場合は、被害防除策を講ずること

- ①隣接道路および隣地との間に素堀側溝を設置する。
- ②かさ上げの高さに相当する幅でセットバックする。
- ③のり面の勾配は、かさ上げの高さ1に対する水平距離2の割合の勾配以下とする。  
(例えば、30 cmかさ上げする場合、水平方向に60cmの勾配となる。)